

出席停止について

学校保健安全法第 19 条により「校長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」となっています。

学校において予防すべき感染症（保健安全法施行規則第 18 条）と診断された場合は出席停止の対象となりますので、必ず受診し、速やかに学校へ連絡をお願いします。

なお、出席停止期間中は、医師の許可が出るまで外出はせず、自宅で安静にしておいてください。医師から登校の許可が出ましたら、証明書（報告書）に医師の証明をもらい登校時に提出してください。

* 新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザについては、医療機関での記入は必要はありません。

保護者が記入して学校へ提出してください。

お子様が感染症にかられた場合、必ず学校へ連絡をお願いします。必要書類（証明書）の受け取り方法は、次の通りとします。

- 1 学校で受け取る。
- 2 岡山市のホームページからダウンロードする。

◎学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

出席停止となる学校感染症の種類について（学校保健安全法 施行規則第 18 条）

種類	病名
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。），特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ除く）新型コロナウイルス感染症，百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風しん，水痘，咽頭結膜炎，結膜及び髄膜炎 菌性髄膜炎
第三種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症（溶連菌感染症など）